

# 無形資産のディスクロージャーに関する一考察

— SFAS 141における無形資産の会計処理を中心として —

海老原 諭

## 目 次

- I はじめに
- II 企業結合時に取得した無形資産の資産性
- III 公正価値による無形資産評価の妥当性
- IV 無形資産価値にかかる情報のディスクロージャー
- V おわりに

## I はじめに

アメリカの財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board：以下、「FASB」という）は、1996年から着手していた企業結合プロジェクトの最終成果として2001年6月に財務会計基準ステートメント第141号「企業結合<sup>(1)</sup>」（以下、「SFAS 141」という）を公表した。このSFAS 141においては、従来、企業結合の会計処理方法として容認されていた持分ブーリング法が廃止され、パーチェス法への一元化が図られた<sup>(2)</sup>。パーチェス法とは、企業結合をある企業が他の企業を取得（acquire）したとみなして会計処理する方法であり<sup>(3)</sup>、ここにおいては、被取得企業の財務諸表にオンバランスされていたか否かを問わず、すべての資産および負債が結合後の企業の資産および負債として認識される<sup>(4)</sup>。

FASBは、SFAS 141によって、企業結合に取得した無形資産に関する会計処理の精緻化が図られた<sup>(5)</sup>としているが、これは企業結合の会計処理方法をパーチェス法に一元化することにより、被取得企業の自己創設無形資産のうち一定の要件を満たすものについて、そのオンバランスが一義的に行われるようになったためである<sup>(6)</sup>という。

企業結合時に取得したこのような無形資産を原初認識するにあたっては、他の受入純資産と同様に、公正価値を見積もることが必要となる<sup>(7)</sup>。この公正価値を見積もるにあたっては、類似資産の市場価格を参照する、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値を算定するなどのプロセスを経る必要がある<sup>(8)</sup>が、被取得企業の財務諸表にオンバランスされていなかっ

た自己創設無形資産に対してこれらのプロセスを適用するにあたっては、評価者が主観的に見積もりを行うことが避けられないように思われる。FASBの諸概念ステートメント（Statements of Financial Accounting Concepts；以下、「SFAC」という）においては、会計情報を有用にさせる特性として「測定値の信頼性」があげられているところから<sup>(9)</sup>、このような評価額を会計上の測定値として容認するためには、算定の基礎となった経営者の見積もりの合理性または客観性が情報利用者に広く認められる必要があるように思われる。

現在、FASBにおいては、公正価値の見積方法のみならず、その定義自体を見直すためのプロジェクトが発足しており、具体的な検討も始まっている<sup>(10)</sup>。このことを考えると、このような経営者の見積もりの前提となる様々な仮定に対しては未だにコンセンサスが得られておらず、無形資産の会計処理についても、引き続き検討が行われ、また改善が図られていくように思われる。

小稿は、かかる現状認識に基づいて、SFAS 141の対象である企業結合時に取得した無形資産の公正価値評価の概要について整理し、その問題点をあげるとともに、企業結合事例の増大とともに情報ニーズが高まっているとされる<sup>(11)</sup>無形資産価値にかかる情報のディスクロージャーについて検討を加えることを目的としている。

## II 企業結合時に取得した無形資産の資産性

SFAS 141において、無形資産は「物理的実体を有さない（金融商品以外の）資産<sup>(12)</sup>」であると定義されている。したがって、被取得企業の有していた無形資産が、結合後の企業の資産として認識されるか否かについては、まず無形資産が資産の要件、すなわち将来の正味キャッシュ・インフローに貢献する能力を有していること、ここから生じる経済的便益を特定の実体が支配していること、および、過去の取引または事象がすでに発生していることの3点<sup>(13)</sup>を満たしているかによって検討しなければならないように思われる。

SFACは、資産の本質をこれが生み出す将来の経済的便益、具体的には正味キャッシュ・フローに求めている<sup>(14)</sup>が、これは物理的実体を有する資産を保有しているのみでは実現できず、これらを効率的に活用するために、ノウハウなどの無形の経営資源が経営に活かされてはじめて実現できるものである。この意味で、無形の経営資源が将来の正味キャッシュ・フローに貢献する能力は、企業活動が継続しているかぎり存在し続けることになる<sup>(15)</sup>。

しかし、無形資産は物理的実体を有していないところから、これが生み出す将来の経済的便益に対する支配の存在を主張するためには、その存在を立証しうる客観的な証拠を具備することが必要となるように思われる。

無形資産と同様に物理的実体を有していない金融商品は、契約が存在することによって権

利に対する支配の存在が法的に認められる。このことを考えると、無形資産についても、これが生み出す将来の経済的便益を評価したうえでの契約が締結されることとなれば、当該契約文書を将来の経済的便益に対する支配の存在を客観的に示す証拠として利用できるとも考えられる。

しかし、SFAS 141は企業結合の会計処理を規定するものであり、ここにおいて、無形資産は取引対象の一部にすぎない、すなわち直接の取引対象としては位置づけられていないように思われる。このことは、企業結合を会計処理するにあたり、これに要したコストが被取得企業の資産および負債の公正価値の積み上げではなく、発行株式の公正価値等により総体として決定され、次いで、その一部が個々の資産および負債に対して割り当てられる (allocate) という会計処理が採用されていること<sup>(16)</sup>からもうかがわれる。したがって、このような個別の契約が存在することを前提とする考え方は、企業結合時に取得する無形資産が生み出す経済的便益に対する支配の存在を立証する方法としては、必ずしも妥当ではないように思われる。

SFAS 141において、企業結合時に取得される無形資産を結合後の企業の資産として認識するためには、次の2つの要件を満たすことが必要<sup>(17)</sup>とされている。FASBは、これらの要件を充足するものは、当然に資産の要件も充足する<sup>(18)</sup>としているが、このことを考えると、これら2つの要件は企業結合時に取得する資産に対する支配の獲得を客観的に立証するための証拠に関するFASBの判断を示したものである。

- (1) 契約その他の法的権利から生じたものであること
- (2) 被取得企業から分離 (separate) または分割 (divide) し、売却、移転、ライセンス、賃貸または交換可能であること (分離可能であること)

第1の要件は、「権利から生じている多くの無形資産の価値は、契約、法令その他これらに類似する方法によって、法的に移転される<sup>(19)</sup>」との認識に基づいて設けられたという。そもそも無形資産は、「無形であるがゆえに、第三者が当該無形資産の移転を伴うことなく、また対価を支払うことなく、当該無形資産を容易に複製し保有することができる<sup>(20)</sup>」という特徴を有しており、そのために特定の実体による支配の存在を無条件で認めることは非常に困難である。しかし、契約、法令その他これらに類似する方法 (以下、「法的方法」という) によって権利主体および権利の範囲が法的に確定されているのであれば、これを第三者に対して主張することも可能となる。すなわち、これは各種法令によって確定された権利範囲を個々の無形資産の外延として用いるという考え方であり、上述したように、他の資産にかかる権利範囲の確定と同一の基盤に立脚しているものと思われる。

確かに、法的権利として確立しているか否かを問わず、一部の無形の経営資源については、

実体経済において取引市場が存在している<sup>(21)</sup>。ここにおいて取引対象となっている無形の経営資源については、その活用によって経済的便益が享受できるとの合意が広く形成されると考えられる。第2の要件は、このような無形の経営資源を会計上も無形資産として認識するために設けられたものであり、権利範囲の確定を法令によらず、市場に委ねたものと考えられる。したがって、ここにおいては取引対象となる蓋然性についての予測<sup>(22)</sup>を経営者が合理的に形成しうるのであれば、当該無形資産が法的権利であるか否かにかかわらず、その資産性が容認されることとなるように思われる。

SFAS 141においては、第2の要件によって資産性が認められる無形資産の具体例として、顧客リスト、契約によらない顧客関係、特許権を取得していない技術、および、権限プラント (title plant) をはじめとするデータベースの4つがあげられている<sup>(23)</sup>。しかし、前二者は常に流動的であり、また後二者についても、法的に保護が図られていないかぎり、常に流出のおそれがある。これらと同様に、企業に対して経済的便益をもたらす無形の資源として考えられているノウハウはSFAS 141の無形資産の対象から除外されている<sup>(24)</sup>が、支配を喪失する危険性にさらされている点については、これらと異なるものではない。したがって、両者の会計処理上の違いは、経済的便益に対する支配の存在を(1)当該資産にかかる取引市場が存在し、(2)取引意思のある独立第三者間において取引の対象となりうることを合理的に想定しうるか否かによって判断しようとしたために生じたものと思われる。

また、この点を資産の第3の要件と関連させて考えると、経済的価値のある資源を資産として認識するための判断基準の焦点は、「過去の取引の存在」から、「取引市場が存在し、将来的に当該市場に参画できる資産であるか否か」という点に移ってきているように思われる。しかし、取引が生じるためには、需要と供給がともに存在することが必要不可欠であり、仮に現時点においては取引市場が存在していたとしても、そのいずれかが欠けてしまえば、将来的に市場が喪失してしまうおそれもある。このことを考えると、取引市場の存在のみを資産認識のための基礎として重視することには、会計情報の安定性を欠くという意味で問題があるように思われる。

この点に関連して、アメリカ公認会計士協会 (American Institute of Certified Public Accountants : AICPA) は、被取得企業においてオンバランスされていなかった無形資産を企業結合時に識別するための唯一の判断基準として、公正価値によって適切に評価できることをあげている<sup>(25)</sup>。SFAS 141において、上記の2つの要件のいずれかが充足された場合、信頼しうる公正価値を測定するために十分な情報が得られる<sup>(26)</sup>とされていることもあわせて考えてみると、無形資産が資産として認識されるための要件は、結果的にこの1点に集約しうるようにも思われる。

### Ⅲ 公正価値による無形資産評価の妥当性

無形資産の存在を将来の経済的便益として認識し、資産性を容認することができたとしても、会計の本質は経済活動および経済事業を貨幣額によって計算することにあるところから、その計算が一定のルールに基づいて行われないうかぎり<sup>(27)</sup>、財務報告に対して様々な関心を有している情報利用者の利害を調整することは不可能である。上述のように、企業結合において取得される無形資産は公正価値をもって原初入帳価額とされるが、会計理論上、この公正価値の妥当性はどのように説明されるのだろうか。

SFACにおいては、認識規準の1つである測定可能性について、次のように説明されている<sup>(28)</sup>。

「資産（中略——引用者）は、十分に信頼性のある貨幣単位で数量化され、かつ目的に適合する属性を有していなければならない。測定可能性は、目的適合性および信頼性と一緒に検討されなければならない」

SFAS 141において、公正価値は「取引意思のある独立した当事者間による競売または清算による処分以外の現在の取引において、資産（または負債）の購入（または負担）または売却（または弁済）を行う場合のその価額<sup>(29)</sup>」と定義されている。この定義は、SFAC第7号「会計測定におけるキャッシュ・フロー情報および現在価値の活用<sup>(30)</sup>」（以下、「SFAC 7」という）における公正価値の定義と同一のものである。

FASBは、公正価値の算定には3つのレベルが存在するとしている<sup>(31)</sup>。具体的には、第1レベルの公正価値として実際の交換価格、第2レベルの公正価値として類似資産についての取引が行われている場合の当該取引価格、第3レベルの公正価値として将来キャッシュ・フローの見積額の3つ<sup>(32)</sup>である。

第1レベルは、測定時または測定直前における市場取引において観察可能な価格をもって公正価値を見積もる<sup>(33)</sup>というものであり、これによって算定される公正価値は歴史的原価の測定属性を帯びることとなる。しかし、無形資産を個別で取得した場合であれば、個々の無形資産に対して価格の裏付けを与えることは可能であるものの、企業結合の場合、資産および負債は個別に取得されるのではなく、被取得企業の純資産が総体として取得されることから、この方法によって公正価値を算定することは非常に困難であるように思われる。

第2レベルは、実際の交換価格が存在しない場合に、測定時または測定直前における類似資産にかかる市場取引において観察可能な価格に調整を加えることによって公正価値を見積もる<sup>(34)</sup>というものであり、これによって算定される公正価値は現在原価の測定属性を帯び

ることとなる。しかし、無形資産の価値の源泉はその独自性に認められ、企業外部者からのアクセスが容易になるにつれて価値が消滅してしまうものである<sup>(35)</sup>点を考えると、類似資産の取引事例を想定すること自体が、無形資産の価値を捕捉しようとする考え方と矛盾するように思われる。

第3レベルは、第2のレベルでの公正価値の見積もりを行うことができない場合に、他の評価技術を用いることによって公正価値を見積もる<sup>(36)</sup>というものであり、具体的には、無形資産から生じる将来キャッシュ・フローの見積もりなどが行われる<sup>(37)</sup>。SFAC 7においては、将来キャッシュ・フローの割引現在価値が公正価値に該当しない<sup>(38)</sup>と明言されていることから、第3レベルの公正価値は、第2レベルの公正価値と同様に現在原価の測定属性を有すると考えられているように思われる。

第3レベルの公正価値を現在原価とするにあたっては、経営者が主観性を排して他の市場参加者のキャッシュ・フロー予測を行うことが可能であることが前提となっているように思われるが、将来キャッシュ・フローの見積もりに評価者の主観が反映されることは避けられない<sup>(39)</sup>。また、SFAC 7においては、経営者の見積もりと他の市場参加者の見積もりが異なる原因について列挙されている<sup>(40)</sup>。さらに、現在FASBにおいては公正価値の定義およびその測定方法の見直しが進められているが、ここではその両者について実質的な合意が形成されていないとの認識が共有されている<sup>(41)</sup>。

実際、経営者が公正価値を見積もるにあたっては、企業外部の専門家が利用されるケースが増加している<sup>(42)</sup>という。しかし、専門家が評価する価値には、投資価値、清算価値など様々なものがあり、会計上の公正価値概念と必ずしも整合的でない場合がある<sup>(43)</sup>ところから、AICPAは、専門家による評価を原則として参照すべきではない<sup>(44)</sup>としており、またFASBも市場が存在しない場合の公正価値の見積方法について具体的指針を示すべきか否かについて検討を開始している<sup>(45)</sup>。

仮に第3レベルの公正価値の見積方法について具体的指針が提示されたとしても、無形資産という固有の特性を有する資産を、企業結合によって取得したのか、または個別もしくは他の資産とともに取得したのかによって、異なる測定属性からなる公正価値概念<sup>(46)</sup>を適用して評価額を算定することには、会計数値の加法性（会計理論の整合性）の観点からも<sup>(47)</sup>、経済的実態の捕捉という観点からも問題がある<sup>(48)</sup>ように思われる。

以上のことを考えると、企業結合時に取得される無形資産を公正価値で評価した結果としての測定値に対して、会計理論上、確固たる位置づけが与えられているのかに関して判断するためには、FASBの更なる検討を待つ必要があると思われる。

#### IV 無形資産価値にかかる情報のディスクロージャー

情報利用者の関心が無形資産の生み出す経済的便益にあり、当該情報を提供する必要が高まっているというFASBの認識が妥当であるとすれば、今後、無形資産にかかる情報のディスクロージャーの重要性は、これを公正価値によって測定することが妥当であるか否かにかかわらず高まっていくものと思われる。

実際、無形資産の会計処理および報告の方法に関する議論は、企業結合プロジェクトにおいて行われていたものであるが、その成果としてのステートメントは、企業結合時に取得された無形資産を対象とするSFAS 141のみならず、企業結合時以外に個別または資産グループとして取得した無形資産を対象とするSFAS 142にまで拡張している。また、SFAS 142においては、今後の計画として、会計上の対象とすべき無形資産の対象の範囲を拡大する意図がある旨<sup>(49)</sup>にも言及されている。

まず、SFAS 141において、企業結合時に取得した無形資産に関連してディスクローズすることが規定されている情報を整理すると、表1のようになる。

表1 企業結合時に取得した無形資産にかかる開示情報 (SFAS 141)

開示箇所		開示情報
財務諸表		公正価値
注記	要償却無形資産	主要な無形資産の公正価値、残存価値および加重平均償却年数
	非償却無形資産	主要な無形資産の公正価値

(Financial Accounting Standards Board [FASB], *Statement of Accounting Standards No. 141: Business Combinations*, FASB, 2001, pars. 51-52をもとに作成)

FASBは、これらの情報が無形資産から将来生じると期待されるキャッシュ・フローの額および時期を見積もるために有用であるとの見解<sup>(50)</sup>を示している。しかし、企業結合時に取得される無形資産の公正価値を客観的に見積もることが困難であるとの認識が正しいとすれば、公正価値を算定するにあたって用いた仮定等の根拠を示さないかぎり、数値の意味を情報利用者に正しく伝達することは困難であるように思われる。すなわち、投資者をはじめとする企業外部の情報利用者は、経営者の行った主観的判断を知ることはできないために、適切な情報開示がなされなければ、無形資産の公正価値として示されている金額の妥当性については情報利用者が独自に判断しなければならず、またこれが将来キャッシュ・インフローと乖離するリスクを無条件で負担しなければならないように思われる。ここで、財務諸表に対する注記等補完情報においてディスクローズされる情報を「財務諸表本体（中略—



一引用者)においてディスクロースされる情報の補完、補足または説明機能をもつ情報<sup>(51)</sup>であるとする、財務諸表上での公正価値評価を前提とする以上、注記において、このような情報をディスクロースする必要性は高いように思われる<sup>(52)</sup>。

SFAS 141に先立って公表された1999年の公開草案においては、公正価値を算定するために用いた仮定および方法について、注記においてディスクロースすることが規定されていたが、コストベネフィットの観点から、SFAS 141においてこの規定は削除された<sup>(53)</sup>。この点について考えてみると、経営者の負担すべきコストについていえば、公正価値の見積もりを客観的に行うことが非常に困難であるところから、公正価値の算定根拠または専門家を利用した事実は、経営者の能力の程度をそのまま表現するものとして受け取られてしまうおそれもあるように思われる。この場合、情報開示にともなうコストは多大なものになってしまうであろう。また、情報利用者についていえば、FASBの提唱した企業結合にかかる公開草案の是非をめぐる開催された公聴会において、「投資者が会計処理方法の相違について無差別であるとの研究成果が示され、パーチェス法に一元化された結果として新しいデータがディスクロースされたとしてもその有用性はほとんどない<sup>(54)</sup>」との認識が示されていることを考えると、公正価値情報を公表することによって得られるベネフィットは、経営者側が負担するコストを上回るものではないようにも思われる。

しかし、現在FASBが進めている公正価値の定義および算定方法に関する研究を通じて、解釈の余地がより少ない公正価値を算定するための具体的な指針が示されることとなれば、公正価値情報を基本財務諸表<sup>(55)</sup>において開示することによるコストが低減し、その妥当性も高まると考えられる。したがって、公正価値情報の開示をめぐるコストベネフィットの問題は、今後の研究成果の進行とともに容易に変化していくものであると理解すべきであるように思われる。

無形資産の価値がその独自性に認められ、ここから得られる収益性を判断するための基準として市場取引価格を参照することが必ずしも妥当ではないとすると、無形資産が企業にもたらすキャッシュ・フローを予測することは、他の資産が企業にもたらすキャッシュ・フローを予測するよりも困難であるように思われる。したがって、無形資産にかかる情報ニーズがこれを保有している企業の経済的実態を明らかにすることにあるとすれば、現状において公正価値の意義が明確にされていない以上、情報利用者のリスクを軽減させるためには、経営者にとっての主観的価値をディスクロースすることも視野に入れて検討する必要があるように思われる。



## V おわりに

小稿においては、まずSFACの資産概念に基づいて、企業結合時に取得した無形資産の資産性について検討した。ここでは、SFAS 141にあげられている無形資産の要件が公正価値を見積もるために十分な情報を得るために必要となることをあげ、公正価値が無形資産を財務諸表において認識するための判断基準となっていることを述べた。

次いで、この公正価値概念の妥当性について、基本財務諸表において認識される項目の有所べき測定属性の観点から検討した。ここでは、現在FASBの提唱している公正価値概念に測定属性を異にする3つのレベルが存在していること、およびそのために公正価値概念が論理矛盾を内包していることを述べた。

最後に、無形資産価値情報のディスクロージャーについて、無形資産に対する情報ニーズの観点から検討した。ここでは、公正価値概念の限界を前提として、情報利用者が公正価値情報をより適切に自らの投資意思決定に利用できるように、無形資産にかかる経営者の価値判断にかかる情報をディスクローズする必要性についても言及した。

FASBは、SFAC 7において、原初認識時の測定およびそれ以降の期末におけるフレッシュ・スタート測定の場合に、公正価値による評価がほぼ例外なく基本となる旨<sup>(56)</sup>を明らかにしているが、その根本となるべき公正価値概念自体については、現在見直しが進められており、2004年第2四半期に公開草案が公表される予定となっている。

また、公正価値概念の見直しのためのプロジェクトと同時期に着手された、無形資産のディスクロージャーおよび公正価値評価を前提としたフレッシュ・スタート法に関するプロジェクトは、現在、棚上げ (inactive) 状態にあり<sup>(57)</sup>、これらのことを考えると、FASBが今後公正価値評価に対して慎重な姿勢をとることも予想される。しかし、自己創設無形資産に代表されるように、従来オンバランスされてこなかった無形の経営資源の価値を会計上認識することに対しては、情報利用者のニーズに応える観点から、今後もその必要性が高まっていくものと思われる。したがって、この公正価値概念をめぐるプロジェクトの研究成果は、今後の無形資産にかかる会計処理を検討するにあたり強い影響力を有するものと考えられるが、この点については、FASBのプロジェクトの進行とあわせ、引き続き検討を行いたい。

### 【注および参考文献】

- (1) Financial Accounting Standards Board (FASB), *Statement of Accounting Standards No. 141: Business Combinations*, FASB, 2001.
- (2) *Ibid.*, par. 13.

- (3) Accounting Principles Board (APB), *Accounting Principles Board Opinion No. 16: Business Combinations*, APB, 1970, par. 11.
- (4) *Ibid.*, par. 21.
- (5) FASB, *op. cit.*, *supra* note (1), Summary.
- (6) *Ibid.*, pars. B5-B7 and B25 *ff.*
- (7) *Ibid.*, par. 37.
- (8) *Ibid.*, pars. B173-B174.
- (9) FASB, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 2: Qualitative Characteristics of Accounting Information*, FASB, pars. 58 *ff.* (平松一夫・広瀬義州訳「FASB財務会計の諸概念(増補版)」中央経済社、2002年、91頁以下)。
- (10) FASB, *Minutes of the December 11, 2002 Board Meeting*, FASB, 2002, pp. 9-12; FASB, *Minutes of the May 7, 2003 Board Meeting*, FASB, 2003, pp. 1-7 *et. al.*
- (11) FASB, *op. cit.*, *supra* note (1), pars. B5-B7.
- (12) *Ibid.*, Appendix F.
- (13) FASB, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 6: Elements of Financial Statements: A Replacement of FASB Concepts Statement No. 3: Incorporating an Amendment of FASB Concepts Statement No. 2*, FASB, 1985, par. 26 (前掲訳書、297-298頁)。
- (14) *Ibid.*, pars. 26-31 (前掲訳書、297-300頁)。
- (15) たとえば、株式時価総額と純資産簿価との乖離額を無形資産の価値とする考え方に対して、レブは、1970年代末から1980年代初頭にかけてこの両者がほぼ同水準にあったことをあげて疑問を呈している (B. Lev, *Intangibles – Management, Measurement, and Reporting*, Brookings Institution Press, 2001, pp. 7-8)。
- (16) FASB, *op. cit.*, *supra* note (1), pars. 15 *ff.*
- (17) *Ibid.*, par. 39.
- (18) *Ibid.*, pars. B152 and B155.
- (19) *Ibid.*, par. B156.
- (20) 藤田晶子「企業結合会計におけるのれんと無形資産」税経通信、第55巻第9号(2000年7月)、87頁。
- (21) アメリカにおいては、価値評価を行う専門家集団として、米国鑑定人協会 (American Society of Appraisers) 等が存在する (S. L. Menelaides, L. E. Graham and G. Fischbach, “The Auditor’s Approach to Fair Value – The Auditing Standards Board Issued Guidance on Auditing GAAP Fair Value Estimates Entities Report in their Financial Statements and the Role of External Valuation Specialists in Developing those Estimates,” *Journal of Accountancy*, Vol. 195, No. 6 [June 2003], p. 74)。
- (22) ただし、この蓋然性の判断にあたっては、無形の経営資源が実際に取引対象となっているか否かを問わない (FASB, *op. cit.*, *supra* note [1], par. B160)。
- (23) *Ibid.*, par. A14.
- (24) *Ibid.*, pars. B168-B169.
- (25) American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), *Auditing Fair Value Measurements and*

*Disclosures: Allocations of the Purchase Price Under FASB Statement of Financial Accounting Standards No. 141, Business Combinations, and Tests of Impairment Under FASB Statements No. 142, Goodwill and Other Intangible Assets, and No. 144, Accounting for the Impairment or Disposal of Long-Lived Assets*, AICPA, 2003, pars. 52-53.

- (26) FASB, *op. cit.*, *supra* note (1), pars. B152.
- (27) 広瀬義州「財務会計（第4版）」中央経済社、2003年、2頁および4-5頁。
- (28) FASB, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 5: Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, FASB, 1984, par. 65（前掲訳書、241頁）。
- (29) FASB, *op. cit.*, *supra* note (1), Appendix F.
- (30) FASB, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 7: Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*, FASB, 2000.
- (31) FASBは、公正価値測定にかかるプロジェクトにおいて、SFAC 7において提示されている公正価値の見積方法を整理するために、この3つの「レベル (level)」という語を用いている (FASB, *op. cit.*, *supra* note (10) [2002], pp.9-10 *et. al.*)。
- (32) *Ibid.*, p. 10.
- (33) *Ibid.*
- (34) *Ibid.*
- (35) 藤田品子、前掲（注20）、87頁。
- (36) FASB, *op. cit.*, *supra* note (10) [2002], p. 10.
- (37) FASB, *op. cit.*, *supra* note (30), par. 29（前掲訳書、435頁）。
- (38) *Ibid.*, par. 7（同上訳書、424頁）。
- (39) *Ibid.*, par. 73（同上訳書、457頁）。
- (40) *Ibid.*, par. 32（同上訳書、436頁）。
- (41) FASB, *op. cit.*, *supra* note (10) [2003], pp. 3-6.
- (42) S. R. Moehrle and J. A. Reynolds-Moehrle, "Say Good-bye to Pooling and Goodwill Amortization," *Journal of Accountancy*, Vol. 192, No. 3 (Sep. 2001), p. 34; S. L. Menelaides, L. E. Graham and G. Fischbach, *op. cit.*, *supra* note (21), p. 75 *et. al.*
- (43) S. L. Menelaides, L. E. Graham and G. Fischbach, *op. cit.*, *supra* note (21), pp. 74-75.
- (44) AICPA, *op. cit.*, *supra* note (25), par. 81.
- (45) FASB, *op. cit.*, *supra* note (10) [2002], p. 9.
- (46) FASB, *op. cit.*, *supra* note (30), par.7（同上訳書、424頁）。
- (47) 広瀬義州「会計基準論」中央経済社、1995年、134頁。なお、広瀬教授は、外部財務情報を区分するにあたって、測定属性の異質性に着目することが最も妥当であると述べられている（同書、204-206頁）。
- (48) なお、SFACにおいては、現行の会計実務が異なる測定属性に基づいているとの指摘もあるが、これは「あらゆる種類の資産および負債」に対して単一の測定属性を強制することに対する懸念とともに表明されている。したがって、この指摘は棚卸資産と建物のように経済的便益が発生する態様が異なる資産に対して同一の測定属性を強制することに問題があると解すべきであるように思われる (FASB, *op. cit.*, *supra* note [28], par. 70 [前掲訳書、244頁]、石塚貴広「公正価値と現在

価値——FASB概念基準書第7号の検討——」青山社会科学紀要、第30巻第1号 [2001年9月]、113頁など)。

- (49) FASB, *Statement of Financial Accounting Standards No. 142: Goodwill and Other Intangible Assets*, FASB, 2001, par. B20. ただし、自己創設無形資産にかかる会計処理および報告については、現在の検討課題に含められていない (par. B24 and footnote 28)。
- (50) FASB, *op. cit.*, *supra* note (1), par. B210.
- (51) 広瀬義州、前掲 (注47)、212頁。
- (52) なお、SECは、2002年に経営者が会計上の見積もりを行うにあたって用いた仮定等に関してMD&Aにおいてディスクローズすることを上場会社に対して義務づける旨の公開草案を公表しており (SEC, *Proposed Rule: Disclosure in Management's and Discussion and Analysis about the Application of Critical Accounting Policies*, SEC, May, 2002, *et. al.*)、現在もこの種の規定を強化する傾向にある。
- (53) FASB, *op. cit.*, *supra* note (1), pars. B208–B210.
- (54) J. R. Peterson, "In the hot seat: The FASB chairman got a rough ride when he appeared before a Senate committee to explain the board's proposed ban on pooling," *Accountant*, No. 5956 [Mar. 2000], p. 11.
- (55) ここでは、基本財務諸表という語を財務諸表と注記を包摂するものとして用いるFASBの定義にしたがった (FASB, *op. cit.*, *supra* note [28], par. 8 [前掲訳書、213–215頁])。
- (56) FASB, *op. cit.*, *supra* note (30), par. 7 (前掲訳書、424頁)。
- (57) FASB, *Project Summary*.